

日時：令和4年11月2日（水）14：30～

場所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、加藤委員、藤原委員、
梶田委員、高村委員、
松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、森川総務課長、吉屋参事官、
栗原参事官、香月参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官、松本研究官

○森川総務課長 定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、浅井委員が御欠席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第222回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は三つございます。

議題1「破産者等の個人情報を違法に取り扱っている事業者に対する個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 事務局から説明いたします。

(内容について一部非公表)

今回の本サイトへの対応については、公表資料の範囲で公表することとしたいと考えております。

公表資料は、今、示させていただいているものでございます。1ページ目が頭紙で、命令の内容として記載しているものを公表するという体裁になっております。

また、公示送達の方法を採っていること、刑事告発の手続を進めていることについても当委員会の対応として記載しております。

事務局からの説明は、以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。よろしいでしょうか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

私からも一言申し上げたいと思います。

本サイトの運営者は、債権者と債務者の権利の調整と債務者の再生という目的で官報に公開されている破産者等の個人情報をみだりに収集・公開し、もって掲載された破産者等に対する財産的・人格的差別を誘発し得る状態においております。

さらに、個人情報の掲載を取り下げる条件として、掲載された個人等に対して暗号資産による支払いを求めるなど、非常に悪質な手段と意図をもって本サイトが運営されており、個人に対する重大な権利利益の侵害が切迫していると認められます。

このような個人に対する重大な権利利益の侵害に対しては、個人情報保護法の適切な執行を通じて、個人情報の適正な取扱いの確保を任務とする当委員会が厳正に対処し、こうした悪質な不適正利用事案については、強い批判のメッセージを社会に発していくことが大いに重要であると考えております。

なお、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。事務局からの説明のとおり、本議題は、事案の社会的な影響を勘案し、配付の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を、準備が整い次第、委員会のホームページで公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については公表しないこととしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題2「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の医療情報取扱事業者等である個人情報取扱事業者に対する個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 説明させていただきます。

(内容について一部非公表)

本件は、社会的関心の大きい重大事案であることから、公表資料の範囲で公表することとしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

大島委員、お願いします。

○大島委員 御説明ありがとうございます。

最初に本件に係る調査の取りまとめ等につき、多大なる努力を払われたことに敬意を表したいと思います。

医療機関等に求められる安全管理措置等の水準につき、一言述べさせていただきます。医療機関は、次世代医療基盤法上の医療情報取扱事業者であるとともに、個人情報保護法上の個人情報取扱事業者であります。こうした医療機関は、多数の患者の要配慮個人情報を含む個人データである医療情報を日常的に取り扱っています。医療情報は、患者が治療という目的を達成するために選択の余地が極めて乏しい中で提供した情報であるという側面を持っています。

御説明の中にもありましたとおり、当該個人データの性質及びその量からすると、漏えい等が発生した場合のリスクは特に高く、利用機関においてはこのことを常に意識し、当該個人データの取扱いに関して個人情報保護法を厳に遵守すること、とりわけ高い水準の安全管理措置等を講じることが求められます。

本件は、N T Tデータ内の医療情報取扱事業領域から次世代医療基盤法認定事業領域へ

の漏えい事案であり、外見上は同一事業者内とも見えますが、その本質は、医療機関から認定事業者及び認定受託事業者への漏えいです。

従って、このことにより、各当事者の責任が減じられるものではありません。むしろ個人データを提供する者と提供される者が、同一の事業者であるという本件の特質を踏まえますと、規律を緩めることなく、逆に、なれ合いを防止する観点から、とりわけ高い水準の安全管理措置等を講じることが求められるものと考えます。

以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

なお、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。事務局からの説明のとおり、本議題は事案の社会的な影響を勘案し、配付の公表資料と当該資料等に係る議事録、議事概要の部分を、準備が整い次第、委員会のホームページに公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については公表しないこととしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題3「手術動画提供事案に対する個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 手術動画提供事案への対応について御説明申し上げます。

(内容について一部非公表)

今後の対応方針案について、御説明いたします。

まず、スター・ジャパン社については、指導を行いたいと考えております。

内容については、一つ目として、今後、個人情報を取得する場合には、適切に利用目的を特定し、併せて本人への通知又は公表を行うこと、二つ目として、他者とデータのやり取りを行う場合には、データ内の個人情報の有無等も含めてしかるべく検討の上、個人情報保護法や個人情報保護法ガイドライン等の規律を遵守した適切な制度設計を行うとともに、確実に運用を行うこととしたいと考えております。

2点目ですが、個人データを同意なく提供していた7医療機関について、指導を行うこととしたいと考えております。

内容については、今後、個人データを第三者に提供する際には、適切に本人の同意を取得すること、また、その同意が適切に取得できるよう、規律及び体制の整備を行うこと、今後、保有する個人データについて、従業者が無断で第三者提供を行わないよう、適切な安全管理措置を講ずるとともに、従業者の監督を行う体制の整備及び従業者教育を行うこ

としたいと考えております。

3点目ですが、報告徴収の期日までに報告がなされなかった中の4医療機関について、個人情報保護法に沿って適切な対応を行うよう指導したいと考えております。今後、個人情報保護法第143条第1項に基づく報告等の求めについて、期日までに必要な調査、資料の収集等を行い、適切に報告すること、報告が適切に実施できるようその体制を整えることとしたいと考えております。

4点目ですが、医療機関について、今後の適切な対応を促すため、注意喚起を行いたいと考えております。

注意喚起の内容としては、手術動画の個人情報・個人データへの該当性についてや、手術動画を取り扱う場合に遵守する必要がある個人情報保護法の内容としており、利用目的の特定等、個人データの第三者提供に係る同意、安全管理措置等についての説明を行う注意喚起としたいと考えております。

最後に、本件における公表についてですが、本件は報道されており、社会的関心も高い事案であること、また、注意喚起については広く一般の事業者にも該当する事項であることから、事案の説明に関する公表資料、注意喚起を一般の事業者にも周知するための公表資料の2点について公表を行いたいと考えております。

事務局からの説明は、以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

梶田委員、お願いいたします。

○梶田委員 御説明ありがとうございました。

個人情報の適切な取扱いに係る周知・啓発活動について意見を申し上げます。

本件事案を端緒とした報告の求めによって調査を行った医療機関の多くが、個人データの第三者提供時の同意の取得や従業者の監督等において、個人情報の適切な取扱いに関する理解がまだ不十分であることがうかがえます。

医療情報の利活用は、今後、ますますそのニーズが高まることが予想されますが、他方で、医療情報は患者本人にとっては極めて秘匿性の高い個人情報であり、こうした情報を取り扱う医療機関、関係機関が個人情報保護に関する法令、ガイドラインを遵守し、厳格な管理を行うことによって、初めて制度の信頼性が担保されるものと考えます。

引き続き医療機関等への個人情報の適正な取扱いに係る周知・啓発を粘り強く続けていただきたいと思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

なお、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。事務局からの説明のとおり、本議題は事案の社会的な影響を勘案し、公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を準備が整い次第、委員会のホームページで公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については公表しないこととしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本日の議題は以上でございます。

それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。